

情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本協会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本協会は、この規則の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規則の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本協会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第5条 本協会は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第41条の方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第6条 本協会は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第7条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

3 別表1中、8及び9について、本協会の会員以外から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所・連絡先の記載部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 本協会の備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本協会事務所とする。

2 閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧時間は本協会の業務時間内とする。ただし、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないし謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、原則として実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第10条 本協会は、第5条及び第6条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対し、インターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は会長が定める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

第12条 本協会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改正)

第13条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月19日理事会決議)

別表1 (第7条関係)

| | 対象書類等の名称 | 備え置き期間 |
|----|--|--------|
| 1 | 定款 | |
| 2 | 事業計画書及び収支予算書 | |
| 3 | 貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びにその付属明細書 (監査報告を含む) | 5年 |
| 4 | 財産目録 | |
| 5 | 総会議事録 | 10年 |
| 6 | 理事会議事録 | 10年 |
| 7 | 会計帳簿 | 10年 |
| 8 | 会員名簿 | |
| 9 | 役員名簿 | |
| 10 | その他法令で定める書類 | |

